

老人福祉センター

方向性1 サービスや機能の最適化

- 高齢者にとって必要なサービスを引き続き提供するとともに、多世代利用も想定した見直しを図ります。
- 提供するサービスの内容は、市民の利用ニーズや社会状況の変化等を踏まえて柔軟に見直すこととし、施設の機能についてもサービスの内容に合わせた形で最適化を図ります。
- 北老人福祉センターと中老人福祉センターに設置されている浴室については廃止の方向とした上で、既存の利用者に対し、丁寧な説明と周知を行います。

方向性2 適正な維持管理の実施

- 施設の日常的な維持管理については、指定管理者との連携の下で適正に実施します。
- 建物や設備等の保全を計画的に行い、老朽化等の状況を踏まえて必要な長寿命化対策を実施します。
- 南老人福祉センターについては、併設された南デイサービスセンターのあり方を踏まえながら、適正な維持管理を行います。

方向性3 施設の利用促進

- 施設の認知度向上を図るため、市民に対する周知・PR機会の充実を図ります。
- 新規の利用希望者に対しては、利用方法に関する説明会等の機会を設けるなど、利用の拡大に努めます。
- 北老人福祉センターと南老人福祉センターについては、施設の愛称の周知に努め、イメージの向上を図ります。中老人福祉センターについても愛称の導入について検討します。

デイサービスセンター・グループホーム

方向性1 民間事業者等への施設の移管

- 民間事業者等への施設の移管を行い、民間のノウハウ等の経営資源を活用し、より良いサービスの提供につなげます。
- 移管方法については、無償譲渡とすることを基本とします。
- その他、移管にあたっての具体的な手順や条件等については、施設ごとの特性を踏まえた上で十分な検討・調整を行います。

方向性2 利用者が引き続き安心して利用できる環境の確保

- 既存の利用者にとって、施設の利用環境が大きく変わることのないよう、移管の条件等を検討する上では十分に配慮します。
- 移管後においても民間事業者等と適切に連携を図りながら、利用者が引き続き安心して利用できる環境の確保に努めます。

方向性3 適正な維持管理の実施

- 施設の日常的な維持管理については、指定管理者との連携の下で適正に実施します。
- 移管の時期も視野に入れた上で、施設ごとの老朽化状況を踏まえ必要な修繕等を実施します。

■ 施設の保全計画

- 老人福祉センターについては、施設を引き続き適正に維持管理していくため、建物や設備等の保全を計画的に行います。
- デイサービスセンター・グループホームについては、民間事業者等への移管の方針を踏まえた上で、必要となる修繕等の内容や実施時期を検討し、効率的・効果的な保全を行います。

(1) 対策の優先順位の考え方

- 建物については、各施設の劣化診断結果(判定レベルA～Dの4段階の評価)とその修繕に関する緊急度や利用者の安全面、施設の利用状況等を勘案し、優先順位を判断します。
- 設備については、経過年数や保守点検結果、故障した場合に及ぼす影響の大きさ等を考慮し優先順位を判断します。

(2) 使用目標年数の設定

- いずれの施設も鉄筋コンクリート造または鉄骨造の建物であることから、施設の使用目標年数は**65年**(※)に設定します。
- ※「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5 鉄筋コンクリート工事」(日本建築学会)による

■ 計画の目的等

- 昨今、全国において、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、公共施設等の計画的な更新、統廃合、長寿命化に取り組むため、本市では平成27年度に「彦根市公共施設等総合管理計画」(以下、「総合管理計画」という)を策定しました。
- 総合管理計画では、施設類型ごとの特性を踏まえ、個別施設計画を策定することとしており、この度、**高齢福祉施設(老人福祉センター、デイサービスセンター、グループホーム)**を対象に、今後の管理・運営等のあり方を示す「**高齢福祉施設適正管理計画**」を策定します。

【計画期間】 平成30年(2018年)～平成39年(2027年)の10年間

■ 総合管理計画に示す施設類型ごとの方針(保健・福祉施設に関する方針)

- 利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図るとともに、誰もが安全・安心に施設の利用ができるよう、ユニバーサルデザインに最大限配慮した施設整備に努める。
- 建替え等については、幅広く需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化による整備を行う。
- 利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、必要に応じて指定管理者制度の導入や、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的かつ効果的な運営を心がける。

■ 高齢福祉施設の概要

- 老人福祉センターは、60歳以上の市民を主な利用対象として、高齢者等の福祉の増進に係る様々なサービスを提供しています。
- デイサービスセンターは、介護保険法に規定する通所介護事業等のサービスを提供しています。

■ 老人福祉センターで利用できるサービス

憩いの場	個人や仲間との交流の場として各部屋やロビー等を利用可能
健康相談等	看護師による健康相談、健康チェックなどの定期開催
健康づくり	マッサージ機・健康器具が利用できるほか、健康体操を実施
浴室の提供	大型のお風呂を設置(年間100日程度開設)
各種催し	食事会・喫茶会、歌の集いなどの交流会、各種講座等
部屋の貸出	老人クラブや同好会などのサークル活動の場を提供
その他	中老人福祉センターでは屋内ゲートボール場が利用可能

※施設の利用は、一部の教室・講座を除き無料です。
 ※南老人福祉センターには浴室は設置していません。
 ※開館時間は平日9時～17時(土日祝日、年末年始は休館)



No.	対象施設	開設年月	経過年数	延床面積(m ²)	備考
1	北老人福祉センター	平成11年4月	19年	1,169.00	北デイサービスセンターとの複合施設
2	中老人福祉センター	昭和59年6月	34年	1,135.00	複合施設
3	屋内ゲートボール場	平成2年2月	28年	948.00	
4	南老人福祉センター	平成4年10月	26年	613.00	南デイサービスセンターとの複合施設(同一建物)
5	北デイサービスセンター	平成11年5月	19年	739.80	北老人福祉センターとの複合施設
6	南デイサービスセンター	平成4年10月	26年	—	南老人福祉センターとの複合施設(同一建物)
7	佐和山デイサービスセンター	平成12年9月	18年	545.86	
8	ふたばデイサービスセンター	平成15年3月	15年	399.53	
9	デイサービスセンターきらら	平成13年12月	17年	653.64	複合施設
10	グループホームゆうゆう	平成13年12月	17年	326.65	

■ 高齢福祉施設の現状

■ 老人福祉センターの利用に関する実態（市民アンケート結果より）

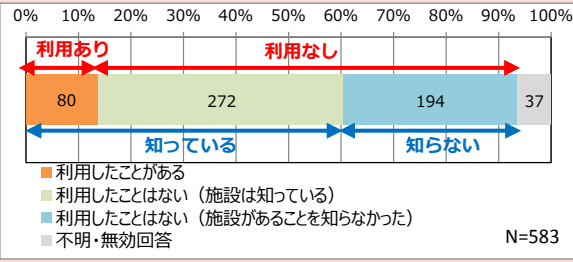
50歳代から80歳代の市民2,000名（住民基本台帳からの無作為抽出）を対象に、老人福祉センターの認知度や利用状況、今後のあり方等についてアンケートを実施しました。

- 施設の認知度が不足しているとともに、利用者が固定化している面が見られます。
- 利用ニーズの低いサービス（浴室利用等）も見られ、施設の機能について見直しが必要と考えられます。
- 誰でも気軽に利用できるような場づくり、施設までの交通利便性の向上等が望まれています。

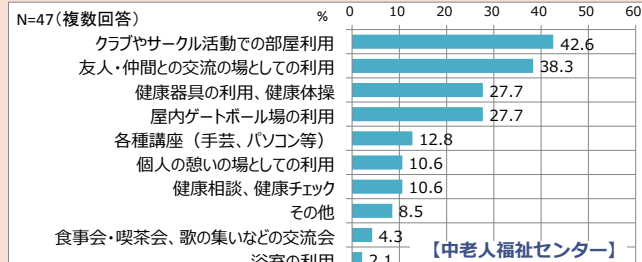
■ デイサービスセンター・グループホームに関する実態

- デイサービス施設、グループホームの設置数は増加傾向にあり、その多くは民間事業者等が設置・運営する施設となっています。また、これらの施設は市域全域に広く立地しており、市の施設の周辺にも見られます。
- 本市の老人福祉センター、デイサービスセンター・グループホームは、指定管理者制度を導入しており、社会福祉法人、医療法人等の団体が指定管理者として管理運営を行っています。また、デイサービスセンター・グループホームについては「利用料金制」となっており、利用者からの利用料金収入等によって管理運営が行われています。ただし、施設や設備等にかかる修繕工事費のうち、一定の金額以上のものについては市が負担する取り決めとなっています。

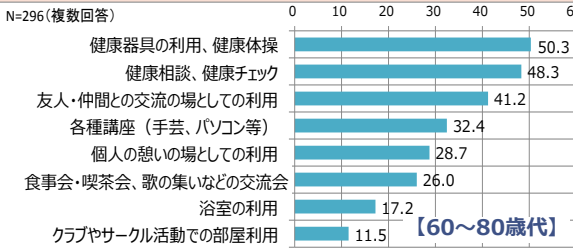
■ 施設の利用経験・認知度【60～80歳代】



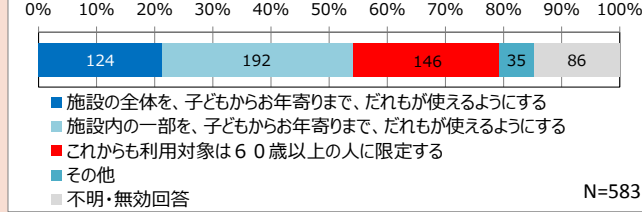
■ 利用の目的【中老人福祉センター利用者】



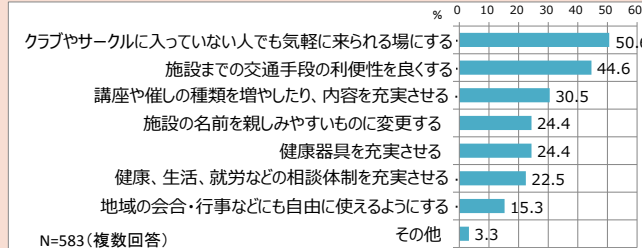
■ 利用してみたいサービス（施設の未利用者）



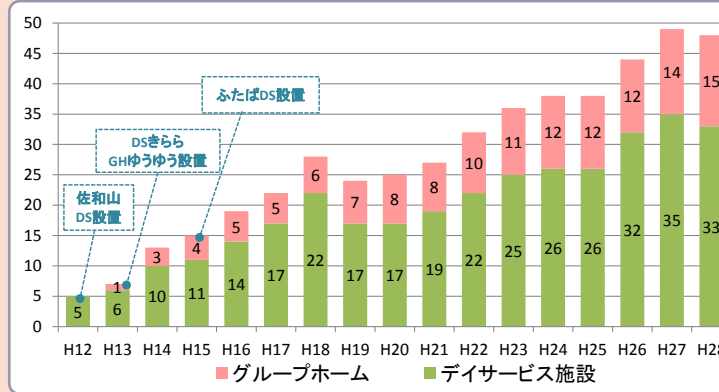
■ 施設の多世代利用化について【60～80歳代】



■ 今後期待する取組みについて【60～80歳代】



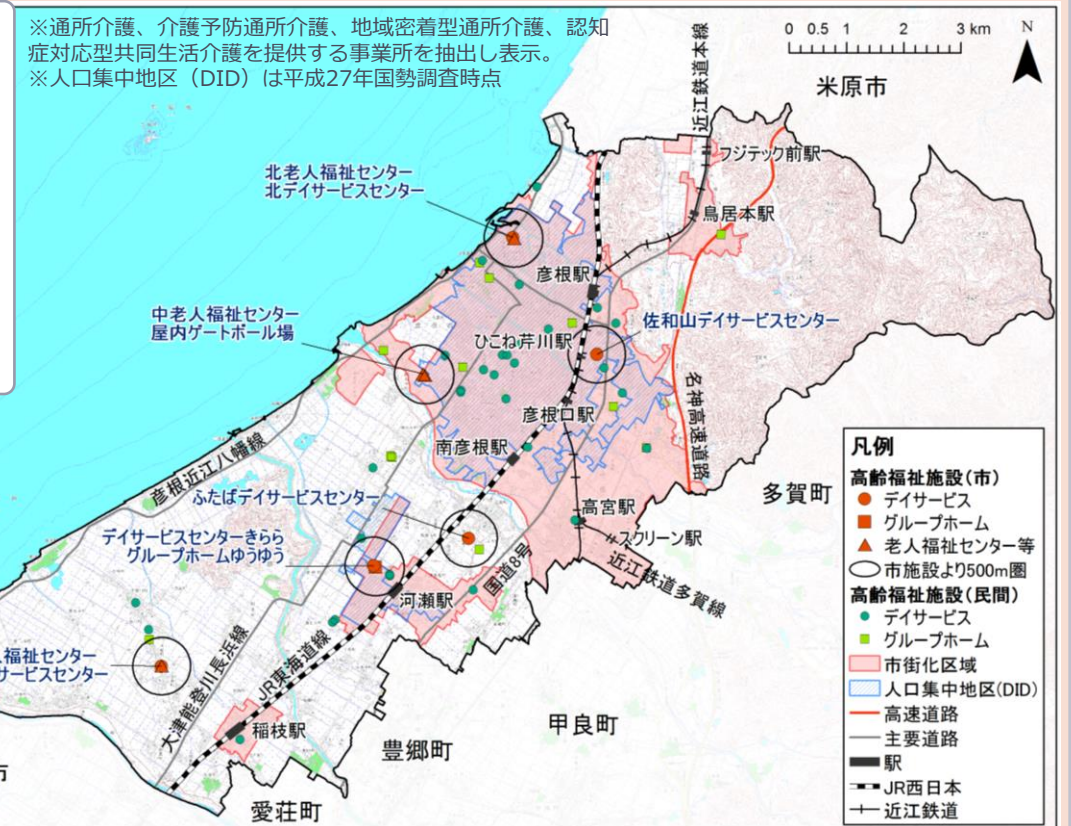
■ デイサービス施設等の設置数の推移



■ 各施設の指定管理状況

施設	指定管理者(指定期間)
北老人福祉センター 北デイサービスセンター	彦根市社会福祉協議会 (H29-H32年度)
中老人福祉センター 屋内ゲートボール場	彦根市老人クラブ連合会 (H30-H34年度)
南老人福祉センター 南デイサービスセンター	彦根市社会福祉協議会 (H28-H32年度)
佐和山デイサービスセンター ふたばデイサービスセンター	医療法人 友仁会 (佐和山: H28-H32年度) (ふたば: H30-H34年度)
デイサービスセンター-きらら グループホームゆうゆう	公益財団法人 豊郷病院 (H29-H33年度)

■ 民間施設を含めた施設の立地状況



■ 高齢福祉施設に関する課題の整理

老人福祉センター

(1) 施設の設置目的・役割等から見た課題

- 老人福祉センターは高齢福祉や介護福祉行政において重要な役割を担っており、今後、高齢者のさらなる増加が見込まれる中、引き続き適正に管理していく必要があります。
- 施設が設置された当時に比べると社会状況や高齢者のニーズは変化しており、今後も高齢者利用に特化した施設として維持し続ける必要性は低くなっています。アンケートにおいても、施設の多世代利用化について前向きな意見が多く見られたことを踏まえ、今後の施設の運用方法については適宜見直しを図ることが考えられます。

(2) 施設の適正管理に係る課題

- 各施設ともに建設後20年から30年が経過する中、利用状況とのバランスを踏まえた上で、提供するサービスや、施設が有する機能について適切に見直しを図るなど、効率的な維持管理を行っていく必要があります。
- 浴室については、設備の修繕等にかかるコストが必要となる一方で、施設全体の利用状況から見ると利用者が限定されていることや、入浴中の事故リスク等の課題もあることから、見直しを図っていくことが考えられます。

(3) 施設の利用促進に係る課題

- 今後は運営方法等について必要な見直しを図るなど、幅広い市民がサービスを楽しむような工夫が求められます。また、施設の利用経験のない人でも気軽に利用できるような取組みが必要です。

デイサービスセンター・グループホーム

(1) 介護福祉事業における行政の役割から見た課題

- 民間事業者等が設置・運営する施設が充足している現状を踏まえると、デイサービスセンター・グループホームの設置・運営を今後も市の事業として実施していく必要性は低い状況となっています。

(2) 民間施設との競合に係る課題

- 本市のデイサービスセンター・グループホームでは、施設の大規模修繕等のコスト負担や、その他事業運営に係るリスクは市が負担していますが、民間の施設ではこれらの負担を事業者側が負っており、不公平な状況が生じています。

(3) サービス向上の観点から見た課題

- 指定管理者制度の下では、一つの事業者による管理運営期間が限定されます。一方、民間事業者等が自ら施設を所有し、事業主体となることによって、施設の運営基盤が安定し、サービスの向上につながることも期待されます。
- 指定管理を継続する上では、別の事業者が指定管理者に選定された場合に、利用者にとってのサービス低下につながる懸念もあるほか、選定事業者が決まらない場合には、市直営による運営を余儀なくされる状況が生じることになります。

(4) 移管の進め方に関する課題

- 今後、民間事業者等への移管を行う場合は、施設の特性等を踏まえて適切な移管方法を選択する必要があります。
- サービスが安定的に継続できるようにするなど、既存の利用者への配慮が求められます。